

## 第2章 調査結果のまとめと考察



# 1. 住宅改修の実施状況について

## (1) 介護保険による住宅改修の住宅改修実施率※、1件あたりの給付費

平成24年度の住宅改修実施率(支給件数/要介護認定者数)は、全体の平均で8.54%となっている。人口規模別にみると5000~1万人未満の自治体における住宅改修実施率が有意に高くなっているが、都市区分別では有意な差異はみられない。

Q4.平成24年度住宅改修実施率【%】

市区町村の属性		n	平均
全体		833	8.54
人口規模(Q1)	5000人未満	61	6.31
	5000~1万人未満	103	11.47
	1万~2万人未満	122	7.27
	2万~5万人未満	170	9.22
	5万~10万人未満	165	7.94
	10万人以上	195	8.45
都市区分別	大都市	31	8.35
	中都市	100	8.45
	小都市A	229	8.09
	小都市B	473	8.79

人口規模別・都市区分別平成24年度住宅改修実施率の有意差検定

カテゴリ	n	平均	差	判定
5000人未満	60	6.31	-5.16493	[ ]
5000~1万人未満	102	11.47		
5000人未満	60	6.31	-0.96176	[ ]
1万~2万人未満	118	7.27		
5000人未満	60	6.31	-2.91311	[*]
2万~5万人未満	166	9.22		
5000人未満	60	6.31	-1.63103	[**]
5万~10万人未満	164	7.94		
5000人未満	60	6.31	-2.13718	[**]
10万人以上	195	8.45		
5000~1万人未満	102	11.47	4.203175	[ ]
1万~2万人未満	118	7.27		
5000~1万人未満	102	11.47	2.25182	[ ]
2万~5万人未満	166	9.22		
5000~1万人未満	102	11.47	3.533899	[ ]
5万~10万人未満	164	7.94		
5000~1万人未満	102	11.47	3.027755	[ ]
10万人以上	195	8.45		
1万~2万人未満	118	7.27	-1.95136	[ ]
2万~5万人未満	166	9.22		
1万~2万人未満	118	7.27	-0.66928	[ ]
5万~10万人未満	164	7.94		
2万~5万人未満	166	9.22	-1.7542	[**]
10万人以上	195	8.45		
2万~5万人未満	166	9.22	1.282079	[ ]
5万~10万人未満	164	7.94		
2万~5万人未満	166	9.22	0.775936	[ ]
10万人以上	195	8.45		
5万~10万人未満	164	7.94	-0.50614	[*]
10万人以上	195	8.45		
大都市	31	91.77	0.542057	[ ]
中都市	100	91.23		
大都市	31	91.77	-7.97535	[*]
小都市A	228	99.75		
大都市	31	91.77	-1.979	[ ]
小都市B	462	93.75		
中都市	100	91.23	-8.5174	[*]
小都市A	228	99.75		
中都市	100	91.23	-2.52106	[ ]
小都市B	462	93.75		
小都市A	228	99.75	5.996343	[ ]
小都市B	462	93.75		

※住宅改修実施率(支給件数/要介護認定者数):平成24年度に実施された住宅改修の支給件数を平成24年度末の要介護認定者数で除したものをここでは「住宅改修実施率」とした。

※総務省が家計調査等に用いる以下の都市区分

- 大都市:政令指定都市及び東京都区部
- 中都市:大都市を除く人口15万以上の市
- 小都市A:人口5万以上、15未満の市
- 小都市B:人口5万未満の市

1件あたりの給付費額(給付費/支給件数)をみると、平成24年度は平均95.0千円となっている。1件あたりの給付費額について、平成22年度から時系列でみると、全体的に減少傾向がみられる。平成24年度の給付費額について人口規模別・都市区分別にみると、5000人未満の自治体および小都市Bにおいて1件あたりの給付費額が、人口規模の大きな自治体に対して有意に低くなっている。

Q4.平成24年度住宅改修【1件あたり給付費額(千円)】

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
全体		99.6	97.2	95.0
人口規模(Q1)	5000人未満	100.5	91.4	83.3
	5000~1万人未満	94.1	92.0	94.0
	1万~2万人未満	109.0	95.7	94.4
	2万~5万人未満	96.0	94.5	97.0
	5万~10万人未満	99.0	96.5	100.8
	10万人以上	100.5	106.3	93.2

人口規模別・都市区分別平成24年度における住宅改修1件あたりの給付費(千円)の有意差検定

カテゴリ	n	平均	差	判定
5000人未満	57	83.27	-10.76	[**]
5000~1万人未満	102	94.04		
5000人未満	57	83.27	-11.17	[**]
1万~2万人未満	120	94.44		
5000人未満	57	83.27	-13.75	[*]
2万~5万人未満	167	97.03		
5000人未満	57	83.27	-17.55	[**]
5万~10万人未満	164	100.82		
5000人未満	57	83.27	-9.94	[*]
10万人以上	195	93.21		
5000~1万人未満	102	94.04	-0.40	[ ]
1万~2万人未満	120	94.44		
5000~1万人未満	102	94.04	-2.99	[ ]
2万~5万人未満	167	97.03		
5000~1万人未満	102	94.04	-6.79	[ ]
5万~10万人未満	164	100.82		
5000~1万人未満	102	94.04	0.82	[ ]
10万人以上	195	93.21		
1万~2万人未満	120	94.44	-2.59	[ ]
2万~5万人未満	167	97.03		
1万~2万人未満	120	94.44	-6.38	[ ]
2万~5万人未満	164	100.82		
5万~10万人未満	164	100.82	1.23	[ ]
10万人以上	195	93.21		
2万~5万人未満	167	97.03	-3.80	[ ]
5万~10万人未満	164	100.82		
2万~5万人未満	167	97.03	3.61	[ ]
10万人以上	195	93.21		
5万~10万人未満	164	100.82	7.61	[ ]
10万人以上	195	93.21		
大都市	31	91.77	0.5420566	[ ]
中都市	100	91.23		
大都市	31	91.77	-7.975346	[*]
小都市A	228	99.75		
大都市	31	91.77	-1.979003	[ ]
小都市B	462	93.75		
中都市	100	91.23	-8.517403	[*]
小都市A	228	99.75		
中都市	100	91.23	-2.52106	[ ]
小都市B	462	93.75		
小都市A	228	99.75	5.9963426	[ ]
小都市B	462	93.75		

担当者1人あたりの平均支給件数をみると、全体では1人あたり166.4件となっている。人口規模別にみると人口規模が大きい自治体ほど担当者1人あたりの支給件数が高い。なお、人口「5000人未満」の自治体では1人あたりの支給件数が8.8件となっている。詳しくは後述するが、このような人口規模の小さい自治体においては、少数事例に対して丁寧な対応が可能と考えられる。

Q4.平成24年度住宅改修【担当者1人あたりの平均支給件数(件)】

市区町村の属性	n	平均	
全体	833	166.38	
人口規模(Q1)	5000人未満	61	8.84
	5000～1万人未満	103	59.42
	1万～2万人未満	122	55.15
	2万～5万人未満	170	117.71
	5万～10万人未満	165	157.09
	10万人以上	195	395.16
都市区分別	大都市	31	514.07
	中都市	100	465.76
	小都市A	229	178.32
	小都市B	473	73.75

市区町村	n	平均	差	判定
5000人未満	61	8.84	-50.58	[**]
5000～1万人未満	103	59.42	-46.32	[**]
1万～2万人未満	122	55.15		
5000人未満	61	8.84	-108.87	[**]
2万～5万人未満	170	117.71		
5000人未満	61	8.84	-148.26	[**]
5万～10万人未満	165	157.09		
5000人未満	61	8.84	-148.26	[**]
10万人以上	165	157.09		
5000～1万人未満	103	59.42	4.26	[ ]
1万～2万人未満	122	55.15		
5000～1万人未満	103	59.42	-58.29	[*]
2万～5万人未満	170	117.71		
5000～1万人未満	103	59.42	-97.67	[**]
5万～10万人未満	165	157.09		
5000～1万人未満	103	59.42	-335.74	[**]
10万人以上	195	395.16		
1万～2万人未満	122	55.15	-62.55	[*]
2万～5万人未満	170	117.71		
1万～2万人未満	122	55.15	-101.94	[*]
5万～10万人未満	165	157.09		
1万～2万人未満	122	55.15	-340.01	[**]
10万人以上	195	395.16		
2万～5万人未満	170	117.71	-39.38	[*]
5万～10万人未満	165	157.09		
2万～5万人未満	170	117.71	-277.45	[**]
10万人以上	195	395.16		
5万～10万人未満	165	157.09	-238.07	[**]
10万人以上	195	395.16		
大都市	31	514.07	48.305	[*]
中都市	100	465.76		
大都市	31	514.07	335.744	[**]
小都市A	229	178.32		
大都市	31	514.07	440.317	[**]
小都市B	473	73.75		
中都市	100	465.76	287.439	[**]
小都市A	229	178.32		
中都市	100	465.76	392.011	[**]
小都市B	473	73.75		
小都市A	229	178.32	104.572	[**]
小都市B	473	73.75		

### 1) 住宅改修実施率（制度導入・情報提供・連携・研修実施状況別）

住宅改修事業者登録の有無別、受領委任払い制度導入状況別に平成24年度の住宅改修実施率をみると、事業者登録の実施の有無別および専門職による訪問を伴う相談事業の実施においては、有意な差はみられないが、受領委任払い制度については、実施している自治体の方が、実施していない自治体と比較して住宅改修実施率が有意に高い。

Q4.平成24年度住宅改修実施率【%】

制度等の導入状況	n	平均	差	判定	
全体	833	8.54	-		
住宅改修事業者登録の有無(Q9)	行っている	163	8.55	-0.0001	[ ]
	行っていない	664	8.55		
受領委任払い制度導入状況(Q5)	導入している	447	8.19	0.9735	[**]
	導入していない	379	7.22		

Q4.平成24年度住宅改修実施率【%】

制度等の導入状況	n	平均	差	判定	
全体	833	8.54			
専門職による訪問を伴う相談事業(Q11-SQ2)	行っている	63	88.75	-8.5534	[*]
	以前は行っていたが現在は行っていない	16	97.30		
	行っている	63	88.75	-6.4936	[*]
	行ったことはない	394	95.24		
以前は行っていたが現在は行っていない	16	97.30	2.0598	[ ]	
	394	95.24			

利用者向け、事業者向け、ケアマネジャー向けの情報提供の有無別では、住宅改修実施率に有意な差はみられなかった。

Q4.平成24年度住宅改修実施率【%】

情報提供の状況		n	平均	差	判定
	全体	833	8.54	-	-
利用者向けの情報提供の実施の有無(Q11)	実施している	488	7.88	-1.7331	[]
	実施していない	337	9.61		
事業者向けの情報提供の実施の有無(Q12)	実施している	353	8.10	-0.7985	[]
	実施していない	468	8.90		
ケアマネジャー向けの情報提供の実施の有無(Q13)	実施している	213	9.43	1.1933	[]
	実施していない	607	8.24		

住宅改修実施率を自治体内の住宅関連部署との連携および専門職種（の団体）等との連携の有無別でも、有意な差はみられない。

Q4.平成24年度住宅改修実施率【%】

連携の状況		n	平均				
	全体	833	8.54				
自治体内の住宅関連部署との連携の有無(Q21)	連携している	255	7.56				
	現在は連携していないが、今後連携する予定である	42	7.34				
	現在連携していないし、今後連携する予定はない	42	7.34				
	現在連携していないし、今後連携する予定はない	517	9.10				
専門職種（の団体）等との連携の有無(Q22)	連携している	167	7.88				
	現在は連携していないが、今後連携する予定である	44	7.22				
	現在連携していないし、今後連携する予定はない	45	7.22				
	現在連携していないし、今後連携する予定はない	587	8.91				

  

Q21	n	平均	差	判定
連携している	253	7.56	0.2180	[]
現在は連携していないが、今後連携する予定である	42	7.34		
連携している	253	7.56	-1.5493	[]
現在連携していないし、今後連携する予定はない	517	9.10		
現在は連携していないが、今後連携する予定である	42	7.34	-1.7673	[]
現在連携していないし、今後連携する予定はない	517	9.10		

  

Q22	n	平均	差	判定
連携している	167	7.88	0.6597	[]
現在は連携していないが、今後連携する予定である	44	7.22		
連携している	167	7.88	-1.0333	[]
現在連携していないし、今後連携する予定はない	579	8.91		
現在は連携していないが、今後連携する予定である	44	7.22	-1.6930	[]
現在連携していないし、今後連携する予定はない	579	8.91		

事業者向け、自治体担当者向け、ケアマネジャー向けの研修の実施（平成24年度）の有無別でも住宅改修実施率に有意な差はみられない。

Q4.平成24年度住宅改修実施率【%】

研修の実施状況		n	平均				
	全体	833	8.54				
事業者向けの研修の実施状況(Q14)	受領委任払い登録事業者を対象に研修を義務付けている	24	8.33				
	受領委任払い登録事業者を対象に任意の研修を実施している	13	6.80				
	住宅改修の実績がある事業者に対して任意の研修を実施している	17	7.56				
	研修の対象を定めずに研修を実施している	14	9.00				
	その他	28	8.52				
	実施していない	736	8.61				

  

Q14	n	平均	差	判定
実施していない	24	8.33	0.2811	[]
受領委任払い登録事業者を対象に研修を義務付けている	736	8.61		
実施していない	13	6.80	1.8054	[]
受領委任払い登録事業者を対象に任意の研修を実施している	736	8.61		
実施していない	17	7.56	1.0425	[]
住宅改修の実績がある事業者に対して任意の研修を実施している	736	8.61		
実施していない	14	9.00	-0.3938	[]
研修の対象を定めずに研修を実施している	736	8.61		

Q4.平成24年度住宅改修実施率【%】

研修の実施状況		n	平均	差	判定
	全体	833	8.54	-	-
自治体担当者向けの研修の実施状況(Q16)	実施した	55	7.91	-0.6882	[]
	実施していない	770	8.59		
ケアマネジャー向けの研修の実施状況(Q18)	実施した	167	7.75	-1.0200	[]
	実施していない	647	8.77		

## 2) 1件あたり給付費（制度導入・情報提供・連携・研修実施状況別）

住宅改修事業者登録の有無別、受領委任払い制度導入状況別、専門職による訪問を伴う相談事業の実施状況別に平成24年度の1件あたり給付費額をみると、受領委任払い制度の実施の有無別では、有意な差がみられないが、事業者登録は行っている自治体の方が、行っていない自治体よりも有意に低く、専門職による訪問を伴う相談事業については、行っている自治体の方が現在行っていない自治体と比較して有意に低い結果となっている。

Q4.住宅改修費平成24年度【1件あたり給付費】(千円)

制度等の導入状況		n	平均	差	判定
	全体	833	95.04	-	-
住宅改修事業者登録の有無(Q9)	行っている	163	91.55	-4.4613	[*]
	行っていない	664	96.01		
受領委任払い制度導入状況(Q5)	導入している	447	95.25	-0.0435	[ ]
	導入していない	379	95.29		

Q4.住宅改修費平成24年度【1件あたり給付費】(千円)

制度等の導入状況		n	平均	Q11-sq2	n	平均	差	判定
	全体	833	95.04		63	88.75	-8.5534	[*]
専門職による訪問を伴う相談事業(Q11-SQ2)	行っている	63	88.75	行っている以前は行っていたが現在は行っていない	16	97.30		
	以前は行っていたが現在は行っていない	16	97.30	行っている	63	88.75	-6.4936	[*]
	行ったことはない	397	95.24	行っている以前は行っていたが現在は行っていない	394	95.24		
				行ったことはない	16	97.30	2.0598	[ ]

利用者向け、事業者向け、ケアマネジャー向けの情報提供の有無別に平成24年度の1件あたり給付費額をみると、いずれも実施の有無によって有意な差はみられない。

Q4.住宅改修費平成24年度【1件あたり給付費】(千円)

情報提供の状況		n	平均	差	判定
	全体	833	95.04	-	-
利用者向けの情報提供の実施の有無(Q11)	実施している	488	96.04	2.3652	[ ]
	実施していない	337	93.67		
事業者向けの情報提供の実施の有無(Q12)	実施している	353	94.70	-0.9588	[ ]
	実施していない	468	95.65		
ケアマネジャー向けの情報提供の実施の有無(Q13)	実施している	213	93.34	-2.2936	[ ]
	実施していない	607	95.63		

自治体内の住宅関連部署との連携および専門職種（の団体）等との連携の有無別にみると、いずれも連携の状況によって有意な差はみられない。

Q4.住宅改修費平成24年度【1件あたり給付費】(千円)

連携の状況		n	平均	Q21	n	平均	差	判定
自治体内の住宅関連部署との連携の有無(Q21)	連携している	255	92.31	連携している	251	92.31	1.3688	[ ]
	現在は連携していないが、今後連携する予定である	42	90.94	現在は連携していないが、今後連携する予定である	42	90.94		
	現在連携する予定である	42	90.94	連携している	251	92.31	-4.3095	[ ]
	現在連携していないし、今後も連携する予定はない	519	96.62	現在は連携していないし、今後も連携する予定はない	519	96.62		
専門職種（の団体）等との連携の有無(Q22)	連携している	167	91.40	現在は連携していないが、今後連携する予定である	42	90.94	-5.6783	[ ]
	現在は連携していないが、今後連携する予定である	45	90.96	現在連携していないし、今後も連携する予定はない	519	96.62		
	現在連携していないし、今後も連携する予定はない	587	94.94	連携している	166	91.40	0.4385	[ ]
				現在は連携していないが、今後連携する予定である	44	90.96		

事業者向け、自治体担当者向け、ケアマネジャー向けの研修の実施（平成24年度）の有無別にみると、事業者向けは実施していない自治体が、住宅改修の実績がある事業者に対して任意の研修を実施している自治体と比較して1件あたりの給付費額が有意に低い。一方、自治体担当者向けの研修とケアマネジャー向けの研修については、実施の有無によって有意な差はみられない。

Q4.住宅改修費平成24年度【1件あたり給付費】(千円)

研修の実施状況		n	平均	Q14	n	平均	差	判定
事業者向けの研修の実施状況 (Q14)	全体	833	95.04	実施していない	24	98.60	-4.2901	[ ]
	受領委任払い登録事業者を対象に研修を義務付けている	24	98.60	受領委任払い登録事業者を対象に研修を義務付けている	736	94.31		
	受領委任払い登録事業者を対象に任意の研修を実施している	13	97.33	実施していない	13	97.33	-3.0231	[ ]
	住宅改修の実績がある事業者に対して任意の研修を実施している	736	94.31	受領委任払い登録事業者を対象に任意の研修を実施している	736	94.31		
	研修の対象を定めずに研修を実施している	17	130.89	実施していない	17	130.89	-36.5754	[**]
	その他	14	84.38	住宅改修の実績がある事業者に対して任意の研修を実施している	736	94.31		
	実施していない	28	92.49	実施していない	14	84.38	9.9295	[ ]
	実施していない	736	94.31	研修の対象を定めずに研修を実施している	736	94.31		

Q4.住宅改修費平成24年度【1件あたり給付費】(千円)

研修の実施状況	n	平均	差	判定
全体	833	95.04	-	-
自治体担当者向けの研修の実施状況 (Q16)	55	96.83	1.8939	[ ]
ケアマネジャー向けの研修の実施状況 (Q18)	167	92.57	-3.0386	[ ]
実施していない	647	95.61		

有意水準5%で全体より高い

有意水準5%で全体より低い

(2) 実施体制（担当職員の状況）

担当者の配置状況をみると、全体の平均で2.27人、人口5万人未満の自治体では2人に満たないが、5万人～10万人未満の自治体で2.01人、10万人以上の自治体では3.86人となっている。

Q7.介護保険による住宅改修を担当している職員数【担当者数】 (%) (人)

		全体	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	平均
全体		833	0.2	48.1	25.7	10.0	5.8	8.6	1.6	2.27
人口規模 (Q1)	5000人未満	61	1.6	52.5	23.0	9.8	9.8	3.3	0.0	1.85
	5000～1万人未満	103	1.0	51.5	32.0	4.9	3.9	4.9	1.9	1.77
	1万～2万人未満	122	0.0	70.5	16.4	4.1	4.1	2.5	2.5	1.52
	2万～5万人未満	170	0.0	59.4	25.9	5.3	3.5	5.3	0.6	1.73
	5万～10万人未満	165	0.0	46.1	25.5	15.8	4.8	6.1	1.8	2.01
	10万人以上	195	0.0	21.5	30.3	15.9	9.7	21.0	1.5	3.86
都市区分別	大都市	31	0.0	12.9	22.6	9.7	6.5	41.9	6.5	7.28
	中都市	100	0.0	21.0	34.0	13.0	10.0	21.0	1.0	3.63
	小都市A	229	0.0	40.6	26.2	17.9	6.6	7.4	1.3	2.20
	小都市B	473	0.4	59.8	23.9	5.5	4.4	4.4	1.5	1.71

担当者で最も経験が長い方の経験年数をみると、全体の平均で3.18年、3年未満が51.3%と半数以上を占める。人口規模別に特に傾向はみられないが、「5000人未満」の自治体で4.95年と長くなっている。

Q7.住宅改修担当の経験が最も長い方の経験年数 (%) (人)

		全体	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～10年未満	10年以上	無回答	平均
全体		833	8.9	23.8	18.6	15.1	8.6	16.6	4.7	3.7	3.18
人口規模 (Q1)	5000人未満	61	4.9	18.0	6.6	18.0	4.9	27.9	16.4	3.3	4.95
	5000～1万人未満	103	4.9	19.4	19.4	11.7	16.5	15.5	9.7	2.9	3.92
	1万～2万人未満	122	14.8	29.5	14.8	13.9	6.6	13.1	2.5	4.9	2.50
	2万～5万人未満	170	12.9	27.1	17.1	15.3	8.2	12.4	4.1	2.9	2.81
	5万～10万人未満	165	9.7	24.8	23.6	13.9	9.1	13.3	2.4	3.0	2.82
	10万人以上	195	5.1	20.5	21.0	17.4	7.2	22.1	2.1	4.6	3.29
都市区分別	大都市	31	3.2	9.7	16.1	25.8	6.5	16.1	6.5	16.1	4.03
	中都市	100	6.0	21.0	18.0	18.0	12.0	21.0	1.0	3.0	3.09
	小都市A	229	8.3	24.9	24.9	13.5	6.6	17.0	2.2	2.6	2.96
	小都市B	473	10.1	24.7	15.9	14.6	9.1	15.4	6.6	3.6	3.27

介護保険による住宅改修業務にかかわる職員のうち、介護、医療、建築等に関する資格等を持っている人の有無をみると、全体では30.9%が「いる」と答えている。人口規模別にみると、必ずしも人口規模が大きな自治体で有資格者が「いる」割合が高いわけではなく、人口規模別では「5000人未満」の自治体で「いる」割合が45.9%と最も高く、都市区分別では、「大都市」で「いる」割合が35.5%とやや高くなっている。

Q8.介護保険による住宅改修業務にかかわっている職員のうち、介護、医療、建築等に関する資格等保有者の有無 (%)

		全体	いる	いない	無回答
全体		833	30.9	67.3	1.8
人口規模 (Q1)	5000人未満	61	45.9	52.5	1.6
	5000～1万人未満	103	35.0	61.2	3.9
	1万～2万人未満	122	20.5	76.2	3.3
	2万～5万人未満	170	27.6	71.8	0.6
	5万～10万人未満	165	33.9	64.8	1.2
	10万人以上	195	32.3	67.2	0.5
都市区分別	大都市	31	35.5	64.5	0.0
	中都市	100	28.0	71.0	1.0
	小都市A	229	34.9	64.2	0.9
	小都市B	473	29.2	68.3	2.5

介護、医療、建築等に関する資格等を持っている職員の保有資格をみると、「ケアマネジャー」が58.8%と最も多い。

人口規模別でみると、「保健師・看護師・准看護師」は人口規模が2万人未満の自治体で多い一方、「福祉住環境コーディネーター」は人口規模の大きい自治体で多くあげられる傾向がみられる。

Q8-SQ 保持資格 (%)

	全体	ケアマネジャー	介護福祉士	ホームヘルパー(1級・2級)	社会福祉士・精神保健福祉士	保健師・看護師・准看護師	理学療法士・作業療法士	福祉住環境コーディネーター(1級・2級)	建築士(1級・2級・木造)	福祉用具専門相談員	増改築相談員	その他	無回答
全体	257	58.8	18.3	10.1	23.0	40.1	6.6	27.2	2.3	3.1	0.4	3.9	0.8
人口規模(Q1)	5000人未満	28	85.7	14.3	7.1	25.0	57.1	0.0	3.6	3.6	0.0	0.0	3.6
	5000～1万人未満	36	58.3	19.4	2.8	30.6	55.6	2.8	11.1	0.0	2.8	0.0	2.8
	1万～2万人未満	25	52.0	16.0	20.0	24.0	68.0	4.0	12.0	4.0	0.0	4.0	0.0
	2万～5万人未満	47	70.2	21.3	8.5	23.4	36.2	12.8	27.7	0.0	0.0	0.0	2.1
	5万～10万人未満	56	44.6	8.9	5.4	16.1	33.9	12.5	32.1	1.8	3.6	0.0	3.6
	10万人以上	63	52.4	25.4	17.5	22.2	20.6	3.2	49.2	4.8	6.3	1.6	7.9
都市区分別	大都市	11	54.5	45.5	18.2	27.3	27.3	0.0	45.5	0.0	9.1	9.1	0.0
	中都市	28	53.6	21.4	17.9	21.4	21.4	0.0	42.9	10.7	7.1	0.0	3.6
	小都市A	80	46.3	12.5	8.8	17.5	28.8	11.3	40.0	1.3	3.8	0.0	7.5
	小都市B	138	67.4	18.8	8.7	26.1	51.4	5.8	15.2	1.4	1.4	0.0	2.2

### (3) 住宅改修の各プロセスの実施状況と各プロセスにおける課題について

#### 1) 相談～事前申請

##### ●住宅改修の事前相談件数、事前申請受理件数

平成22年度～24年度の事前相談件数、事前申請受理件数は、大規模自治体で増加傾向がみられた。

Q23.住宅改修平成22～24年度【事前相談件数】

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
人口規模(Q1)	全体	142.7	147.0	154.8
	5000人未満	10.1	10.6	11.4
	5000～1万人未満	22.7	23.3	22.8
	1万～2万人未満	45.6	48.0	50.1
	2万～5万人未満	79.9	82.2	81.6
	5万～10万人未満	140.8	146.5	152.8
	10万人以上	600.7	623.9	665.6

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
都市区分別	全体	142.7	147.0	154.8
	大都市	1,754.0	1,837.8	1,931.8
	中都市	802.4	824.3	880.2
	小都市A	181.9	190.2	198.5
	小都市B	45.8	47.4	48.0

Q23.住宅改修平成22～24年度【事前申請受理件数】

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
人口規模(Q1)	全体	308.5	311.0	333.1
	5000人未満	10.6	11.4	11.9
	5000～1万人未満	35.7	40.4	44.5
	1万～2万人未満	56.4	59.1	61.6
	2万～5万人未満	204.3	174.3	184.1
	5万～10万人未満	212.6	222.1	233.1
	10万人以上	891.4	915.9	971.7

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
都市区分別	全体	308.5	311.0	333.1
	大都市	1,917.0	2,010.2	2,096.0
	中都市	970.9	1,005.9	1,063.2
	小都市A	261.9	272.5	289.0
	小都市B	101.6	92.2	98.3

●事前申請書類を確認するにあたって重視するもの

事前申請書類を確認するにあたって重視するものは、「利用者の身体状況と改修内容」が93.5%と最も多く、以下「改修目的」(67.6%)、「住宅の現状と改修内容」(65.8%)となっている。

Q24.事前申請書類を確認するにあたって、重視するもの (%)

	全体	利用者の 身体状況 と改修内 容	改修目的	住宅の現 状と改修 内容	見積金額	見積金額 の内訳内 容	理由書の 作成者	特に重視 するもの はない	その他	無回答
全体	833	93.5	67.6	65.8	7.1	48.7	5.0	0.1	1.1	1.7
人口規模(Q1)	5000人未満	61	90.2	60.7	57.4	8.2	44.3	1.6	0.0	8.2
	5000～1万人未満	103	92.2	63.1	57.3	14.6	47.6	5.8	0.0	2.9
	1万～2万人未満	122	93.4	73.8	68.0	11.5	44.3	4.1	0.0	1.6
	2万～5万人未満	170	93.5	68.2	68.8	2.9	52.9	3.5	0.0	0.0
	5万～10万人未満	165	94.5	61.2	67.3	6.1	50.9	7.9	0.6	1.2
	10万人以上	195	94.4	72.3	66.2	4.1	49.7	4.6	0.0	2.6
都市区分別	大都市	31	83.9	61.3	77.4	9.7	41.9	9.7	0.0	3.2
	中都市	100	94.0	77.0	64.0	3.0	52.0	3.0	0.0	2.0
	小都市A	229	96.1	63.8	66.4	5.2	50.7	7.0	0.4	0.9
	小都市B	473	92.8	67.9	65.1	8.7	47.6	4.2	0.0	2.1

●事前申請書類を確認する際の電話での問い合わせの実施

事前申請書類を確認する際に電話等で誰かに問い合わせをするかについてみると、「全件問い合わせをする」が4.9%、「必要に応じて問い合わせをする」が87.0%、「問合せしない」が5.3%となっている。都市区分別にみると小都市Bでは、「全件問合せをする」割合が高くなっている。

Q25.事前申請書類を確認する際の電話での問い合わせの実施状況 (%)

	全体	全件問 い合 わせ を す る	必要に 応じ て問 い合 わせ を す る	問 い合 わ せ を し な い	無 回 答	
全体	833	4.9	87.0	5.3	2.8	
人口規模(Q1)	5000人未満	61	8.2	72.1	8.2	11.5
	5000～1万人未満	103	5.8	84.5	5.8	3.9
	1万～2万人未満	122	8.2	81.1	8.2	2.5
	2万～5万人未満	170	5.3	89.4	4.7	0.6
	5万～10万人未満	165	2.4	90.9	4.2	2.4
	10万人以上	195	2.1	93.8	3.1	1.0
都市区分別	大都市	31	0.0	96.8	0.0	3.2
	中都市	100	1.0	95.0	3.0	1.0
	小都市A	229	3.1	90.8	4.4	1.7
	小都市B	473	7.0	82.9	6.6	3.6

●事前申請に関する事前訪問による確認の状況

事前申請に関して、事前訪問による確認を行っているかについてみると、「全件行っている」が12.4%、「一部の案件について行っている」が51.7%、「全く行っていない」は33.3%となっている。人口規模別にみると人口規模の小さい自治体では、「全件行っている」割合が高くなっている。

Q28.事前申請に関する事前訪問による確認の状況 (%)

		全体	全件行っている	一部の案件について行っている	全く行っていない	無回答
全体		833	12.4	51.7	33.3	2.6
人口規模 (Q1)	5000人未満	61	39.3	19.7	29.5	11.5
	5000～1万人未満	103	26.2	33.0	38.8	1.9
	1万～2万人未満	122	19.7	41.8	35.2	3.3
	2万～5万人未満	170	9.4	55.9	34.1	0.6
	5万～10万人未満	165	3.6	63.6	29.7	3.0
	10万人以上	195	1.5	67.2	30.3	1.0
都市区分別	大都市	31	3.2	74.2	22.6	0.0
	中都市	100	1.0	64.0	33.0	2.0
	小都市A	229	3.1	65.1	29.7	2.2
	小都市B	473	19.9	41.2	35.7	3.2

●訪問確認の外部委託の状況

訪問による確認を行っている自治体が、訪問確認を外部委託しているかについてみると、「外部委託している」が5.6%、「外部委託していない」が91.0%となっている。人口規模「10万人以上」では「外部委託している」割合が高いという結果となっている。

Q28-SQ2.訪問確認の外部委託の状況 (%)

		全体	外部委託している	外部委託していない	無回答
全体		534	5.6	91.0	3.4
人口規模 (Q1)	5000人未満	36	13.9	83.3	2.8
	5000～1万人未満	61	1.6	96.7	1.6
	1万～2万人未満	75	0.0	96.0	4.0
	2万～5万人未満	111	1.8	95.5	2.7
	5万～10万人未満	111	4.5	89.2	6.3
	10万人以上	134	12.7	85.1	2.2
都市区分別	大都市	24	37.5	62.5	0.0
	中都市	65	7.7	89.2	3.1
	小都市A	156	5.1	89.7	5.1
	小都市B	289	2.8	94.5	2.8

●事前申請の確認の際の問題点の有無

事前申請の確認の際に問題点があるかについてみると、「ある」が56.7%、「ない」が40.0%と、半数以上があると答えている。人口規模別にみると人口規模が大きい自治体において問題が「ある」割合が高くなっている。

Q29.事前申請の確認の際の問題点の有無 (%)

		全体	ある	ない	無回答
全体		833	56.7	40.0	3.4
人口規模 (Q1)	5000人未満	61	18.0	75.4	6.6
	5000～1万人未満	103	35.0	61.2	3.9
	1万～2万人未満	122	47.5	49.2	3.3
	2万～5万人未満	170	62.9	32.9	4.1
	5万～10万人未満	165	67.3	30.9	1.8
	10万人以上	195	71.8	26.7	1.5
都市区分別	大都市	31	58.1	41.9	0.0
	中都市	100	76.0	24.0	0.0
	小都市A	229	68.6	28.8	2.6
	小都市B	473	46.7	48.6	4.7

## 2) 支給申請

### ●支給申請書類を確認するにあたって重視するもの

支給申請書類を確認するにあたって重視するものは、「事前申請書類との整合性」が 93.0%と最も多く、以下「完成後の状況」(86.2%)、「領収証の金額」(60.0%)、「工事費の内訳内容」(46.0%)となっている。

Q31.支給申請書類を確認するにあたって重視するもの (%)

	全体	事前申請書類との整合性	完成後の状況	領収証の金額	工事費の内訳内容	特に重視するものはない	その他	無回答	
全体	833	93.0	86.2	60.0	46.0	0.1	1.7	1.7	
人口規模(Q1)	5000人未満	61	78.7	78.7	55.7	54.1	1.6	0.0	4.9
	5000～1万人未満	103	95.1	83.5	57.3	41.7	0.0	1.0	1.9
	1万～2万人未満	122	90.2	85.2	56.6	45.9	0.0	1.6	2.5
	2万～5万人未満	170	94.7	85.3	59.4	50.6	0.0	1.8	1.2
	5万～10万人未満	165	92.1	87.9	57.6	49.7	0.0	1.2	1.8
	10万人以上	195	97.4	90.3	67.2	39.0	0.0	3.1	0.0
都市区分別	大都市	31	93.5	90.3	74.2	51.6	0.0	0.0	0.0
	中都市	100	98.0	93.0	70.0	34.0	0.0	5.0	0.0
	小都市A	229	93.9	87.3	58.1	47.2	0.0	1.3	1.3
	小都市B	473	91.5	83.9	57.9	47.6	0.2	1.3	2.3

### ●支給申請書類を確認する際の電話での問い合わせの実施

支給申請書類を確認する際に電話等で誰かに問い合わせをするかについてみると、「全件問い合わせをする」が 2.0%、「必要に応じて問い合わせをする」が 87.6%となっている。全件問い合わせをする割合は人口規模によって有意な差はみられない。

Q32.支給申請書類を確認する際の電話での問い合わせの実施状況 (%)

	全体	全件問い合わせをする	必要に応じて問い合わせをする	問い合わせをしない	無回答	
全体	833	2.0	87.6	7.8	2.5	
人口規模(Q1)	5000人未満	61	4.9	77.0	11.5	6.6
	5000～1万人未満	103	2.9	85.4	7.8	3.9
	1万～2万人未満	122	1.6	85.2	9.8	3.3
	2万～5万人未満	170	2.4	84.1	11.2	2.4
	5万～10万人未満	165	0.6	95.2	3.0	1.2
	10万人以上	195	1.5	91.3	6.2	1.0
都市区分別	大都市	31	0.0	93.5	6.5	0.0
	中都市	100	2.0	93.0	5.0	0.0
	小都市A	229	0.9	93.0	4.4	1.7
	小都市B	473	2.7	83.5	10.1	3.6

### ●支給申請に関する工事完了後の訪問による確認の状況

支給申請に関して、工事完了後の訪問による確認を行っているかについてみると、「全件行っている」が 10.3%、「一部の案件について行っている」が 46.3%となっている。人口規模別にみると人口規模の小さい自治体では、「全件行っている」割合が有意に高い。

Q34.支給申請に関する工事完了後の訪問による確認の状況 (%)

		全体	全件行っている	一部の案件について行っている	全く行っていない	無回答
全体		833	10.3	46.3	41.3	2.0
人口規模 (Q1)	5000人未満	61	44.3	18.0	32.8	4.9
	5000～1万人未満	103	20.4	31.1	46.6	1.9
	1万～2万人未満	122	14.8	37.7	45.9	1.6
	2万～5万人未満	170	6.5	48.2	44.7	0.6
	5万～10万人未満	165	4.2	50.3	43.6	1.8
	10万人以上	195	0.0	65.1	32.3	2.6
都市区分別	大都市	31	0.0	61.3	35.5	3.2
	中都市	100	0.0	66.0	32.0	2.0
	小都市A	229	3.1	54.6	40.2	2.2
	小都市B	473	16.7	37.2	44.2	1.9

●工事完了後の訪問で重視するもの

工事完了後の訪問確認を行っている自治体が、工事完了後の訪問で重視するものについてみると、「申請書類どおりの施工実施」が76.7%と最も多く、以下「利用者の使い勝手」(58.7%)、「利用者や家族の満足度・苦情」(34.1%)となっている。

Q34-SQ2.工事完了後の訪問で重視するもの (%)

		全体	申請書類 (見積書・ 工事内訳 書・図面 等)どおりの 施工実施	利用者の 使い勝手	利用者や 家族の満 足度・苦 情	その他	無回答
全体		472	76.7	58.7	34.1	3.4	14.0
人口規模 (Q1)	5000人未満	38	50.0	36.8	34.2	0.0	39.5
	5000～1万人未満	53	66.0	49.1	30.2	0.0	26.4
	1万～2万人未満	64	76.6	64.1	37.5	0.0	15.6
	2万～5万人未満	93	78.5	60.2	24.7	2.2	9.7
	5万～10万人未満	90	76.7	65.6	37.8	8.9	11.1
	10万人以上	127	89.0	61.4	39.4	4.7	3.9
都市区分別	大都市	19	78.9	57.9	52.6	5.3	5.3
	中都市	66	89.4	56.1	33.3	4.5	6.1
	小都市A	132	81.8	67.4	39.4	7.6	7.6
	小都市B	255	70.6	54.9	30.2	0.8	20.0

●訪問確認の外部委託の状況

工事完了後の訪問確認を行っている自治体が、訪問確認を外部委託しているかについてみると、「外部委託している」が4.4%、「外部委託していない」が90.7%となっている。人口規模別にみると人口規模「10万人以上」の自治体で「外部委託している」割合が有意に高くなっている。

Q34-SQ3.訪問確認の外部委託の状況 (%)

		全体	外部委託 している	外部委託 してい ない	無回答
全体		472	4.4	90.7	4.9
人口規模 (Q1)	5000人未満	38	7.9	89.5	2.6
	5000～1万人未満	53	1.9	96.2	1.9
	1万～2万人未満	64	1.6	90.6	7.8
	2万～5万人未満	93	0.0	94.6	5.4
	5万～10万人未満	90	1.1	88.9	10.0
	10万人以上	127	11.8	87.4	0.8
都市区分別	大都市	19	42.1	52.6	5.3
	中都市	66	7.6	92.4	0.0
	小都市A	132	2.3	90.9	6.8
	小都市B	255	2.0	92.9	5.1

●支給申請の確認の際の問題点の有無

事前申請の確認の際に問題点があるかについてみると、「ある」が20.9%、「ない」が74.1%と、全体の約4分の3がないと答えている。人口規模別にみると人口規模が小さい自治体において問題が「ある」割合が有意に低い。

Q35.支給申請の確認の際の問題点 (%)

		全体	ある	ない	無回答
全体		833	20.9	74.1	5.0
人口規模(Q1)	5000人未満	61	4.9	88.5	6.6
	5000～1万人未満	103	7.8	86.4	5.8
	1万～2万人未満	122	8.2	83.6	8.2
	2万～5万人未満	170	20.0	74.1	5.9
	5万～10万人未満	165	23.6	72.7	3.6
	10万人以上	195	40.0	57.9	2.1
都市区分別	大都市	31	32.3	67.7	0.0
	中都市	100	48.0	49.0	3.0
	小都市A	229	25.8	71.2	3.1
	小都市B	473	12.1	81.2	6.8

3) 実地調査 (モニタリング)

●実地調査による利用者の確認の状況

住宅改修を行った利用者に対して、改修前と改修後の生活の変化の確認等を行っているかについてみると、「行っている」が8.0%、「一部の案件について行っている」が11.3%、「行っていない」は79.2%となっている。人口規模別にみると人口規模の小さい自治体では、「行っている」割合が有意に高くなっている。

Q36.住宅改修を行った利用者に対して、改修前と改修後の生活の変化の確認等を行っていますか (%)

		全体	行っている	一部の案件について行っている	行っていない	無回答
全体		833	8.0	11.3	79.2	1.4
人口規模(Q1)	5000人未満	61	24.6	6.6	65.6	3.3
	5000～1万人未満	103	12.6	11.7	72.8	2.9
	1万～2万人未満	122	10.7	5.7	81.1	2.5
	2万～5万人未満	170	4.7	9.4	85.3	0.6
	5万～10万人未満	165	4.2	10.3	84.8	0.6
	10万人以上	195	5.1	19.0	75.4	0.5
都市区分別	大都市	31	0.0	16.1	83.9	0.0
	中都市	100	6.0	20.0	73.0	1.0
	小都市A	229	4.8	12.7	82.1	0.4
	小都市B	473	10.6	8.5	78.9	2.1

●改修前と改修後の生活の変化の確認についての問題点の有無

改修前と改修後の生活の変化の確認についての問題点があるかについてみると、「ある」が41.8%、「ない」が54.4%と、半数以上が問題がないと答えている。人口規模別にみると人口規模が小さい自治体が、問題が「ある」割合が有意に低い。

Q37.改修前と改修後の生活の変化の確認についての問題点 (%)

		全体	ある	ない	無回答
全体		833	41.8	54.4	3.8
人口規模(Q1)	5000人未満	61	14.8	80.3	4.9
	5000～1万人未満	103	35.0	62.1	2.9
	1万～2万人未満	122	40.2	56.6	3.3
	2万～5万人未満	170	41.2	56.5	2.4
	5万～10万人未満	165	45.5	51.5	3.0
	10万人以上	195	52.8	42.6	4.6
都市区分別	大都市	31	58.1	32.3	9.7
	中都市	100	57.0	41.0	2.0
	小都市A	229	45.0	51.1	3.9
	小都市B	473	35.9	60.3	3.8

## 2. 住宅改修の環境整備の状況と課題について

### (1) 環境整備の状況

#### 1) 介護保険による住宅改修の事業者登録の実施状況

介護保険による住宅改修の事業者の登録の有無をみると、全体では 19.6%が「行っている」と答えている。人口規模別にみると、人口規模の大きい自治体ほど、事業者の登録を「行っている」割合が有意に高い。

Q9.介護保険による住宅改修の事業者登録の実施状況 (%)

		全体	行っている	行っていない	無回答
全体		833	19.6	79.7	0.7
人口規模(Q1)	5000人未満	61	4.9	93.4	1.6
	5000~1万人未満	103	11.7	86.4	1.9
	1万~2万人未満	122	9.8	89.3	0.8
	2万~5万人未満	170	17.1	82.4	0.6
	5万~10万人未満	165	18.8	80.6	0.6
	10万人以上	195	35.4	64.6	0.0
都市区分別	大都市	31	54.8	45.2	0.0
	中都市	100	35.0	65.0	0.0
	小都市A	229	21.0	78.6	0.4
	小都市B	473	13.3	85.6	1.1

登録の要件としては、「受領委任払いの要件として行っている」が 87.7%で、「研修の受講」は、全体としては 13.5%となっている。なお、人口 10 万人以上、都市区分で中都市の自治体で「研修の受講」をあげる割合が有意に高い。

Q9-SQ.事業者登録の要件 (%)

		全体	研修の受講	登録申請書に必要事項を記載して提出	受領委任払いの要件として行っている	その他	無回答
全体		163	13.5	29.4	87.7	3.7	1.2
人口規模(Q1)	5000人未満	3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	5000~1万人未満	12	8.3	33.3	83.3	16.7	0.0
	1万~2万人未満	12	8.3	25.0	83.3	0.0	0.0
	2万~5万人未満	29	3.4	27.6	86.2	6.9	3.4
	5万~10万人未満	31	3.2	12.9	93.5	0.0	0.0
	10万人以上	69	26.1	39.1	85.5	2.9	1.4
都市区分別	大都市	17	23.5	29.4	88.2	0.0	5.9
	中都市	35	28.6	40.0	85.7	5.7	0.0
	小都市A	48	10.4	25.0	89.6	0.0	0.0
	小都市B	63	4.8	27.0	87.3	6.3	1.6

## 2) 受領委任払い制度等の導入状況

介護保険の住宅改修における受領委任払い制度は、全体では半数以上が導入しており、特に人口規模が大きい自治体において導入している割合が有意に高くなっており、「10万人以上」では81.0%、「大都市」で93.5%、「中都市」でも85.0%と多数が導入している。

Q5.介護保険の住宅改修における受領委任払い制度導入の有無 (%)

		全体	導入している	導入していない	無回答
全体		833	53.7	45.5	0.8
人口規模(Q1)	5000人未満	61	29.5	68.9	1.6
	5000～1万人未満	103	34.0	64.1	1.9
	1万～2万人未満	122	38.5	59.8	1.6
	2万～5万人未満	170	45.3	54.1	0.6
	5万～10万人未満	165	61.8	37.6	0.6
	10万人以上	195	81.0	19.0	0.0
都市区分別	大都市	31	93.5	6.5	0.0
	中都市	100	85.0	15.0	0.0
	小都市A	229	63.8	35.8	0.4
	小都市B	473	39.5	59.2	1.3

## 3) 介護保険の住宅改修における独自の「上乗せ」「横出し」の実施状況

介護保険の住宅改修における独自の「上乗せ」「横出し」の実施の有無についてみると、全体としては「上乗せ」を実施している割合は7.2%、「横出し」は3.5%となっている。都市区分別にみると、規模が大きい自治体ほど、上乗せ、横出しとも実施している割合が高く、人口規模別では、2万人以上の自治体では、人口規模が大きい自治体において、上乗せ、横出しとも実施している割合が有意に高い。なお、回答した17の特別区のうち、上乗せを実施している自治体は1件(5.9%)、横出しを実施している自治体は7件(41.2%)となっている。

Q6.介護保険の住宅改修における独自の「上乗せ」「横出し」の有無 (%)

		全体	上乗せがある	横出しがある	ない	無回答
全体		833	7.2	3.5	89.0	1.4
人口規模(Q1)	5000人未満	61	3.3	3.3	90.2	3.3
	5000～1万人未満	103	2.9	1.0	95.1	1.0
	1万～2万人未満	122	1.6	0.0	94.3	4.1
	2万～5万人未満	170	4.7	1.2	94.1	0.0
	5万～10万人未満	165	10.9	3.0	86.7	1.2
	10万人以上	195	13.8	9.2	79.0	1.0
都市区分別	大都市	31	19.4	35.5	54.8	3.2
	中都市	100	14.0	6.0	81.0	1.0
	小都市A	229	10.9	2.6	86.9	0.9
	小都市B	473	3.2	1.3	93.9	1.7

Q6.介護保険の住宅改修における独自の「上乗せ」「横出し」の有無【大都市・特別区】 (%)

	全体	上乗せがある	横出しがある	ない	無回答
全体	833	60	29	741	12
		7.2%	3.5%	89.0%	1.4%
大都市	31	6	11	23	1
		19.4%	35.5%	74.2%	3.2%
23区	17	1	7	9	1
		5.9%	41.2%	52.9%	5.9%
23区以外	14	5	4	8	0
		35.7%	28.6%	57.1%	0.0%

#### 4) 情報提供・情報共有の実施状況

##### ●業務マニュアルの作成状況

事前申請および給付申請の審査に関連して業務マニュアル等の作成状況をみると、現状でマニュアルを作成している割合は全体の約 3 分の 1 となっている。人口規模別にみると、人口規模の大きな自治体において、マニュアルを作成している割合が有意に高くなっている。

Q10.事前申請および給付申請の審査に関連する業務マニュアル等の作成状況 (%)

		全体	作成して いる	作成して いない	無回答
全体		833	36.1	63.0	0.8
人口規模(Q1)	5000人未満	61	8.2	90.2	1.6
	5000~1万人未満	103	20.4	78.6	1.0
	1万~2万人未満	122	27.0	71.3	1.6
	2万~5万人未満	170	31.2	68.8	0.0
	5万~10万人未満	165	37.6	61.2	1.2
	10万人以上	195	64.1	35.9	0.0
都市区分別	大都市	31	77.4	22.6	0.0
	中都市	100	62.0	38.0	0.0
	小都市A	229	44.1	55.0	0.9
	小都市B	473	24.1	74.8	1.1

##### ●利用者向けの情報提供

利用者向けの情報提供についてみると、現状で利用者向けの情報提供を行っている割合は 58.6%と全体の約 6 割を占める。人口規模別にみると人口規模の大きな自治体において情報提供を行っている割合が有意に高くなっている。なお、情報提供のツールとしては、パンフレットが 63.7%と最も多い。

Q11.介護保険による住宅改修に関連した利用者向けの情報提供の実施の有無 (%)

		全体	実施して いる	実施して いない	無回答
全体		833	58.6	40.5	1.0
人口規模(Q1)	5000人未満	61	36.1	62.3	1.6
	5000~1万人未満	103	40.8	58.3	1.0
	1万~2万人未満	122	43.4	54.1	2.5
	2万~5万人未満	170	55.3	44.1	0.6
	5万~10万人未満	165	67.3	31.5	1.2
	10万人以上	195	82.1	17.9	0.0
都市区分別	大都市	31	96.8	3.2	0.0
	中都市	100	85.0	15.0	0.0
	小都市A	229	68.1	31.0	0.9
	小都市B	473	45.9	52.9	1.3

Q11-SQ1.介護保険による住宅改修に関連して、利用者向けの情報提供として実施しているもの (%)

		全体	住宅改修 についての パンフ レット配 布	住宅改修 事業者の 紹介	住宅改修 事業者の ホーム ページ上 での公開	その他	無回答
全体		488	63.7	16.6	16.2	29.7	1.2
人口規模(Q1)	5000人未満	22	54.5	22.7	4.5	27.3	0.0
	5000~1万人未満	42	59.5	9.5	2.4	35.7	4.8
	1万~2万人未満	53	58.5	26.4	3.8	22.6	1.9
	2万~5万人未満	94	60.6	12.8	8.5	30.9	1.1
	5万~10万人未満	111	59.5	15.3	16.2	35.1	1.8
	10万人以上	160	73.1	18.1	28.8	26.3	0.0
都市区分別	大都市	30	73.3	20.0	40.0	26.7	0.0
	中都市	85	74.1	17.6	27.1	29.4	0.0
	小都市A	156	62.8	16.0	18.6	30.8	1.3
	小都市B	217	59.0	16.1	6.9	29.5	1.8

利用者向けの情報提供を行っている自治体で、アドバイザー制度やリフォームヘルパー制度等を行っている割合は全体の約13%。「行ったことはない」自治体は8割以上を占める。自治体の人口規模別、都市区分別で実施している割合に有意な差異はみられなかった。

なお、回答した16の特別区のうち、アドバイザー制度やリフォームヘルパー制度等を行っている自治体は5件(31.3%)となっている。

Q11-SQ2.専門職による訪問を伴う相談事業の実施状況 (%)

		全体	行っている	以前は行っていたが現在は行っていない	行ったことはない	無回答
全体		488	12.9	3.3	81.4	2.5
人口規模(Q1)	5000人未満	22	13.6	4.5	77.3	4.5
	5000~1万人未満	42	16.7	4.8	71.4	7.1
	1万~2万人未満	53	5.7	1.9	88.7	3.8
	2万~5万人未満	94	16.0	1.1	80.9	2.1
	5万~10万人未満	111	13.5	0.9	82.0	3.6
	10万人以上	160	12.5	6.3	81.3	0.0
都市区分別	大都市	30	23.3	3.3	73.3	0.0
	中都市	85	9.4	5.9	84.7	0.0
	小都市A	156	12.8	3.2	81.4	2.6
	小都市B	217	12.9	2.3	81.1	3.7

Q11-SQ2.大都市の特別区における専門職による訪問を伴う相談事業の実施状況 (%)

	全体	行っている	以前は行っていたが現在は行っていない	行ったことはない	無回答
全体	488	63	16	397	12
		12.9%	3.3%	81.4%	2.5%
大都市	30	7	1	23	0
		23.3%	3.3%	76.7%	0.0%
23区	16	5	1	10	0
		31.3%	6.3%	62.5%	0.0%
23区以外	14	2	0	12	0
		14.3%	0.0%	85.7%	0.0%

### ●事業者、ケアマネジャー向けの情報提供

事業者向けの情報提供の状況についてみると、現状では情報提供を行っている割合は全体の約4割だが、人口規模の大きな自治体において情報提供を行っている割合が有意に高く、人口10万人以上の自治体では7割以上が事業者向けの情報提供を実施している。

Q12.住宅改修事業者向けの情報提供の実施状況 (%)

		全体	実施している	実施していない	無回答
全体		833	42.4	56.2	1.4
人口規模(Q1)	5000人未満	61	19.7	77.0	3.3
	5000~1万人未満	103	23.3	72.8	3.9
	1万~2万人未満	122	27.0	71.3	1.6
	2万~5万人未満	170	32.4	67.1	0.6
	5万~10万人未満	165	52.1	46.7	1.2
	10万人以上	195	71.8	27.7	0.5
都市区分別	大都市	31	77.4	22.6	0.0
	中都市	100	77.0	23.0	0.0
	小都市A	229	54.6	44.1	1.3
	小都市B	473	26.8	71.2	1.9

ケアマネジャー向けの情報提供についてみると、現状で情報提供を行っている割合は全体の約 25%となっている。人口規模別にみると、人口規模の小さい自治体においてケアマネジャー向けの情報提供を実施している割合が有意に低い。

Q13.ケアマネジャー向けの情報提供の実施状況 (%)

		全体	実施している	実施していない	無回答
全体		833	25.6	72.9	1.6
人口規模(Q1)	5000人未満	61	11.5	88.5	0.0
	5000～1万人未満	103	11.7	86.4	1.9
	1万～2万人未満	122	16.4	82.0	1.6
	2万～5万人未満	170	20.0	80.0	0.0
	5万～10万人未満	165	31.5	66.7	1.8
	10万人以上	195	44.1	53.3	2.6
都市区分別	大都市	31	35.5	61.3	3.2
	中都市	100	52.0	45.0	3.0
	小都市A	229	32.8	65.5	1.7
	小都市B	473	15.9	83.1	1.1

## 5) 研修（事業者・担当者・ケアマネジャー）の実施状況

### ●事業者向け研修について

過去3年間の事業者向けの研修の実施状況をみると、「実施していない」が88.4%と、ほぼ9割近くの自治体で実施されていない。人口規模別にみると、人口規模が大きな自治体において実施した割合が有意に高いが、人口10万人以上の自治体でも74.4%、「大都市」でも64.5%が実施していない。

Q14.過去3年間(平成22～24年度)の住宅改修事業者向けの研修の実施状況 (%)

		全体	受領委任 払い登録 事業者を 対象に研 修を義務 付けてい る	受領委任 払い登録 事業者を 対象に任 意の研修 を実施し ている	住宅改修 の実績が ある事業 者に対し て任意の 研修を実 施している	研修の対 象を定め ずに研修 を実施し ている	その他	実施して いない	無回答
全体		833	2.9	1.6	2.0	1.7	3.4	88.4	0.6
人口規模(Q1)	5000人未満	61	0.0	0.0	0.0	1.6	1.6	96.7	0.0
	5000～1万人未満	103	0.0	0.0	2.9	0.0	1.0	95.1	1.0
	1万～2万人未満	122	1.6	0.8	0.8	2.5	0.8	91.8	1.6
	2万～5万人未満	170	1.2	2.4	2.4	0.6	1.8	92.4	0.0
	5万～10万人未満	165	2.4	0.6	1.2	1.8	4.2	89.7	0.6
	10万人以上	195	8.2	3.6	3.6	3.1	7.7	74.4	0.5
都市区分別	大都市	31	12.9	12.9	0.0	6.5	6.5	64.5	0.0
	中都市	100	10.0	3.0	4.0	3.0	9.0	71.0	1.0
	小都市A	229	2.6	0.4	2.2	1.7	4.8	88.2	0.4
	小都市B	473	0.8	1.1	1.7	1.1	1.3	93.7	0.6

過去3年間の事業者向けの研修を実施した67自治体において、実施した研修の効果に対する評価をみると、「とても効果があったと思う」は23.9%、「やや効果があったと思う」は71.6%であった。

Q14-SQ2.実施した住宅改修事業者向けの研修が効果があったと思うか (%)

		全体	とても効果があったと思う	やや効果があったと思う	どちらともいえない	あまり効果があったと思わない	効果がなかったと思わない	無回答
全体		67	23.9	71.6	3.0	0.0	0.0	1.5
人口規模(Q1)	5000人未満	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	5000～1万人未満	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	1万～2万人未満	7	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2万～5万人未満	11	18.2	72.7	0.0	0.0	0.0	9.1
	5万～10万人未満	10	10.0	90.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	10万人以上	35	31.4	62.9	5.7	0.0	0.0	0.0
都市区分別	大都市	10	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中都市	19	15.8	78.9	5.3	0.0	0.0	0.0
	小都市A	16	18.8	75.0	6.3	0.0	0.0	0.0
	小都市B	22	18.2	77.3	0.0	0.0	0.0	4.5

●自治体担当者向け研修について

過去3年間の自治体担当者向けの研修の実施状況をみると、「実施した」割合は6.6%と全体の1割に満たない。人口規模別にみると、人口規模が大きな自治体において、実施した割合が有意に高いが、人口10万人以上の自治体でも84.6%、「大都市」でも61.3%が実施していない。

Q16.過去3年間(平成22～24年度)の自治体担当者対象向けの研修の実施状況 (%)

		全体	実施した	実施していない	無回答
全体		833	6.6	92.4	1.0
人口規模(Q1)	5000人未満	61	1.6	98.4	0.0
	5000～1万人未満	103	3.9	95.1	1.0
	1万～2万人未満	122	2.5	96.7	0.8
	2万～5万人未満	170	4.1	94.7	1.2
	5万～10万人未満	165	4.8	92.7	2.4
	10万人以上	195	15.4	84.6	0.0
都市区分別	大都市	31	38.7	61.3	0.0
	中都市	100	15.0	85.0	0.0
	小都市A	229	4.8	93.4	1.7
	小都市B	473	3.6	95.6	0.8

過去3年間に実施した自治体担当者向けの研修の効果に対する評価をみると、「とても効果があったと思う」は43.6%、「やや効果があったと思う」は36.4%であった。

Q16-SQ2.実施した自治体担当者対象向けの研修が効果があったと思うか (%)

		全体	とても効果があったと思う	やや効果があったと思う	どちらともいえない	あまり効果があったと思わない	効果がなかったと思わない	無回答
全体		55	43.6	36.4	5.5	0.0	0.0	14.5
人口規模(Q1)	5000人未満	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	5000～1万人未満	4	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0
	1万～2万人未満	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	2万～5万人未満	7	28.6	57.1	14.3	0.0	0.0	0.0
	5万～10万人未満	8	62.5	0.0	12.5	0.0	0.0	25.0
	10万人以上	30	40.0	46.7	3.3	0.0	0.0	10.0
都市区分別	大都市	12	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7
	中都市	15	33.3	53.3	6.7	0.0	0.0	6.7
	小都市A	11	54.5	18.2	9.1	0.0	0.0	18.2
	小都市B	17	41.2	35.3	5.9	0.0	0.0	17.6

●ケアマネジャー向けの研修について

過去3年間のケアマネジャー向けの研修の実施状況をみると、「実施した」割合は20.0%と全体の2割を占める。人口規模別にみると、人口規模が大きな自治体において、実施した割合が有意に高いが、人口10万人以上の自治体でも69.2%、都市区分別の「大都市」でも61.3%が実施していない。

Q18.過去3年間(平成22～24年度)のケアマネジャー(ケアプラン作成者)対象向けの研修の実施状況(%)

		全体	実施した	実施して いない	無回答
全体		833	20.0	77.7	2.3
人口規模(Q1)	5000人未満	61	6.6	93.4	0.0
	5000～1万人未満	103	14.6	81.6	3.9
	1万～2万人未満	122	19.7	76.2	4.1
	2万～5万人未満	170	16.5	81.2	2.4
	5万～10万人未満	165	21.8	75.8	2.4
	10万人以上	195	29.7	69.2	1.0
都市区分別	大都市	31	38.7	61.3	0.0
	中都市	100	34.0	65.0	1.0
	小都市A	229	21.0	76.9	2.2
	小都市B	473	15.4	81.8	2.7

過去3年間に実施したケアマネジャー向けの研修の効果に対する評価をみると、「とても効果があったと思う」は19.8%、「やや効果があったと思う」は60.5%であった。

Q18-SQ2.実施したケアマネジャー(ケアプラン作成者)対象向けの研修が効果があったと思うか(%)

		全体	とても効 果があっ たと思う	やや効 果があっ たと思う	どちら ともい えない	あまり効 果があっ たと思 わない	効果が あった と思わ ない	無回答
全体		167	19.8	60.5	12.0	1.2	1.2	5.4
人口規模(Q1)	5000人未満	4	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	5000～1万人未満	15	26.7	46.7	20.0	0.0	0.0	6.7
	1万～2万人未満	24	16.7	62.5	12.5	0.0	0.0	8.3
	2万～5万人未満	28	14.3	60.7	10.7	0.0	7.1	7.1
	5万～10万人未満	36	13.9	69.4	11.1	0.0	0.0	5.6
	10万人以上	58	24.1	60.3	12.1	3.4	0.0	0.0
都市区分別	大都市	12	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	中都市	34	26.5	58.8	8.8	5.9	0.0	0.0
	小都市A	48	16.7	70.8	8.3	0.0	0.0	4.2
	小都市B	73	19.2	56.2	12.3	0.0	2.7	9.6

6) 関連部署・専門職等との連携の状況

介護保険による住宅改修に関してわからないことがあった際に聞けるところ(人)の有無をみると、「いる」割合は70.1%と全体の7割以上を占める。都市区分別にみると、人口規模が小さい小都市Bの自治体において、聞けるところ(人)が「いる」割合が有意に高くなっている。

Q20.介護保険制度による住宅改修に関してわからないことがあった際に聞けるところ(人)がいるか(%)

		全体	いる	いない	無回答
全体		833	70.1	28.0	1.9
人口規模(Q1)	5000人未満	61	78.7	16.4	4.9
	5000～1万人未満	103	71.8	26.2	1.9
	1万～2万人未満	122	73.0	25.4	1.6
	2万～5万人未満	170	72.9	25.3	1.8
	5万～10万人未満	165	66.7	32.1	1.2
	10万人以上	195	64.6	33.8	1.5
都市区分別	大都市	31	54.8	45.2	0.0
	中都市	100	62.0	37.0	1.0
	小都市A	229	68.6	29.7	1.7
	小都市B	473	73.6	24.1	2.3

不明の際に聞く対象としては、「その他」が59.1%と最も多く、県や広域連合本部の担当者、他自治体事務担当者、地域包括支援センターの職員、前任者、福祉住環境コーディネーター、社会福祉士、施工業者、保健師、主任ケアマネ等があげられた。県や広域連合、他自治体担当者などが上がっているということは、不明の事項が、住宅改修のいわゆる専門的な知識とは異なり、「事務手続き」「給付対象・要件」などの疑問であったことが想像できる。

Q20-SQ.わからないことがあった際に誰に聞いているか (%)

		全体	ケアマネジャー	理学療法士	作業療法士	福祉用具専門相談員	建築士	その他	無回答
全体		584	37.7	7.0	5.1	5.1	10.8	59.1	1.5
人口規模 (Q1)	5000人未満	48	58.3	6.3	0.0	4.2	8.3	37.5	2.1
	5000～1万人未満	74	60.8	8.1	2.7	2.7	10.8	48.6	0.0
	1万～2万人未満	89	48.3	5.6	2.2	7.9	4.5	58.4	2.2
	2万～5万人未満	124	37.1	6.5	5.6	8.1	8.9	62.1	0.8
	5万～10万人未満	110	26.4	6.4	6.4	4.5	10.9	65.5	2.7
	10万人以上	126	19.8	8.7	9.5	3.2	17.5	64.3	1.6
都市区分別	大都市	17	23.5	23.5	11.8	0.0	23.5	52.9	0.0
	中都市	62	16.1	8.1	8.1	3.2	19.4	66.1	3.2
	小都市A	157	25.5	5.7	7.6	4.5	11.5	65.6	1.9
	小都市B	348	47.7	6.6	3.2	6.0	8.3	55.2	1.1

自治体内の住宅関連部署と連携をとっているかをみると、「連携している」割合は30.6%。人口規模別にみると、人口5万人未満の自治体で連携している割合が有意に高い。

Q21.介護保険制度による住宅改修に関して自治体内の住宅関連部署と連携をとっているか (%)

		全体	連携している	現在は連携していないが、今後連携する予定である	現在は連携していないし、今後も連携する予定はない	無回答
全体		833	30.6	5.0	63.0	1.3
人口規模 (Q1)	5000人未満	61	39.3	4.9	55.7	0.0
	5000～1万人未満	103	37.9	6.8	54.4	1.0
	1万～2万人未満	122	30.3	9.0	57.4	3.3
	2万～5万人未満	170	40.6	4.7	54.1	0.6
	5万～10万人未満	165	18.8	2.4	77.6	1.2
	10万人以上	195	25.1	4.6	69.2	1.0
都市区分別	大都市	31	19.4	0.0	80.6	0.0
	中都市	100	26.0	6.0	67.0	1.0
	小都市A	229	21.0	3.1	74.7	1.3
	小都市B	473	37.0	6.1	55.4	1.5

専門職種(の団体)等と連携をとっているかをみると、「連携している」割合は20.0%。人口規模5000人～1万人未満の自治体と「大都市」で連携している割合が有意に高い。

Q22.介護保険の住宅改修に関して専門職種(の団体)等と連携しているか (%)

		全体	連携している	現在は連携していないが、今後連携する予定である	現在は連携していないし、今後も連携する予定はない	無回答
全体		833	20.0	5.4	70.5	4.1
人口規模 (Q1)	5000人未満	61	29.5	9.8	57.4	3.3
	5000～1万人未満	103	30.1	5.8	60.2	3.9
	1万～2万人未満	122	13.9	5.7	76.2	4.1
	2万～5万人未満	170	17.6	8.8	69.4	4.1
	5万～10万人未満	165	12.7	4.2	77.0	6.1
	10万人以上	195	23.6	1.5	72.8	2.1
都市区分別	大都市	31	38.7	0.0	54.8	6.5
	中都市	100	21.0	1.0	77.0	1.0
	小都市A	229	14.8	3.9	76.4	4.8
	小都市B	473	21.1	7.4	67.2	4.2

## (2) その他課題・要望（質の向上に向けて）

### 1) 苦情の把握状況

昨年度の住宅改修に関連する苦情の件数の把握状況をみると、「把握している」自治体は24.2%と全体の約4分の1を占める。人口規模別にみると、人口5000～1万人未満の自治体で「把握している」割合が有意に高い。特に人口規模の小さい自治体では、システマチックに行われているというよりも、特に苦情はみられないから、把握件数が「0件」と回答している可能性、あるいは、個別対応が行われていることにより、「苦情はなかった」と判断されている可能性が考えられる。

Q38.昨年度の住宅改修に関連する苦情の件数の把握状況 (%)

		全体	把握している	把握していない	無回答
全体		833	24.2	74.5	1.2
人口規模(Q1)	5000人未満	61	29.5	67.2	3.3
	5000～1万人未満	103	33.0	67.0	0.0
	1万～2万人未満	122	25.4	73.0	1.6
	2万～5万人未満	170	21.2	77.6	1.2
	5万～10万人未満	165	18.8	80.6	0.6
	10万人以上	195	24.6	74.4	1.0
都市区分別	大都市	31	25.8	74.2	0.0
	中都市	100	23.0	75.0	2.0
	小都市A	229	21.0	78.6	0.4
	小都市B	473	26.0	72.5	1.5

苦情の件数を把握している自治体で、把握している苦情の件数をみると、「0件」が60.9%と6割以上を占め、平均も0.7件と1件に満たない。

Q38.昨年度の住宅改修に関連する苦情の把握件数 (%)

		全体	0件	1件	2件	3件	4件以上	無回答	平均
全体		202	60.9	20.3	8.9	2.0	4.0	4.0	0.74
人口規模(Q1)	5000人未満	18	88.9	5.6	5.6	0.0	0.0	0.0	0.17
	5000～1万人未満	34	76.5	11.8	5.9	0.0	0.0	5.9	0.25
	1万～2万人未満	31	74.2	19.4	3.2	0.0	0.0	3.2	0.27
	2万～5万人未満	36	61.1	27.8	5.6	2.8	2.8	0.0	0.58
	5万～10万人未満	31	51.6	25.8	6.5	3.2	6.5	6.5	0.86
	10万人以上	48	37.5	22.9	20.8	4.2	10.4	4.2	1.70
都市区分別	大都市	8	37.5	37.5	12.5	0.0	12.5	0.0	3.38
	中都市	23	34.8	21.7	13.0	8.7	13.0	8.7	1.52
	小都市A	48	47.9	22.9	16.7	2.1	6.3	4.2	0.96
	小都市B	123	72.4	17.9	4.9	0.8	0.8	3.3	0.34

## 2) 介護保険の住宅改修事業者について、課題と思うこと

介護保険の住宅改修事業者について、課題と思うことをみると、「他のサービスと違い事業者の登録制ではないので、事業者に対する指導が難しい」が63.9%と最も多く、次いで「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」(55.7%)となっている。「他のサービスと違い事業者の登録制ではないので、事業者に対する指導が難しい」については、人口規模が大きい自治体の方が課題としてあげる割合が有意に高くなっている。

Q39.介護保険の住宅改修事業者について、課題と思うこと (%)

	全体	他のサービスと違い事業者の登録制ではないので、事業者に対する指導が難しい	事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい	ケアマネジャー等が住宅改修に関する事業者の情報を得にくい	受領委託事業者以外に対する指導や情報提供が困難である	施工の質が悪い	その他	無回答	
全体	833	63.9	55.7	12.7	12.8	16.8	9.6	5.0	
人口規模(Q1)	5000人未満	61	36.1	36.1	4.9	3.3	1.6	11.5	18.0
	5000~1万人未満	103	52.4	55.3	8.7	2.9	4.9	12.6	6.8
	1万~2万人未満	122	62.3	45.1	10.7	9.8	10.7	11.5	7.4
	2万~5万人未満	170	71.2	59.4	15.3	8.2	11.2	7.6	1.8
	5万~10万人未満	165	67.3	61.8	14.5	15.2	23.0	6.1	4.2
	10万人以上	195	70.8	60.0	15.4	24.6	30.8	11.3	1.5
都市区分別	大都市	31	87.1	54.8	12.9	32.3	29.0	0.0	3.2
	中都市	100	66.0	61.0	17.0	27.0	33.0	17.0	2.0
	小都市A	229	68.1	61.6	14.4	15.7	24.5	6.6	3.1
	小都市B	473	59.8	51.8	11.0	7.2	8.9	10.1	6.8

## 3) 介護保険の住宅改修について、住宅改修業者に求めること

住宅改修業者に求めることをみると、「従業員の専門的知識・スキル」が74.8%と最も多く、次いで「質の高い工事の実施」(64.0%)、「アフターフォロー」(53.9%)となっている。人口規模別にみると、「従業員の専門的知識・スキル」と「適切な契約締結」は人口規模10万人以上の自治体においてあげられる割合が有意に高い。

Q39.介護保険の住宅改修事業者について、課題と思うことは何か (%)

	全体	他のサービスと違い事業者の登録制ではないので、事業者に対する指導が難しい	事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい	ケアマネジャー等が住宅改修に関する事業者の情報を得にくい	受領委託事業者以外に対する指導や情報提供が困難である	施工の質が悪い	その他	無回答	
全体	833	63.9	55.7	12.7	12.8	16.8	9.6	5.0	
人口規模(Q1)	5000人未満	61	36.1	36.1	4.9	3.3	1.6	11.5	18.0
	5000~1万人未満	103	52.4	55.3	8.7	2.9	4.9	12.6	6.8
	1万~2万人未満	122	62.3	45.1	10.7	9.8	10.7	11.5	7.4
	2万~5万人未満	170	71.2	59.4	15.3	8.2	11.2	7.6	1.8
	5万~10万人未満	165	67.3	61.8	14.5	15.2	23.0	6.1	4.2
	10万人以上	195	70.8	60.0	15.4	24.6	30.8	11.3	1.5
都市区分別	大都市	31	87.1	54.8	12.9	32.3	29.0	0.0	3.2
	中都市	100	66.0	61.0	17.0	27.0	33.0	17.0	2.0
	小都市A	229	68.1	61.6	14.4	15.7	24.5	6.6	3.1
	小都市B	473	59.8	51.8	11.0	7.2	8.9	10.1	6.8

#### 4) 住宅改修全般の質の向上に必要なこと

住宅改修全般の質の向上に必要なことをみると、「ケアマネジャーの住宅改修に関する知識や技術の向上」が68.8%と最も多く、次いで「関係者間の連携の強化」(43.9%)、「利用者に制度をよく知ってもらうこと」(41.9%)の順となっている。

Q41.住宅改修全般の質の向上に向けてどのようなことが必要だと思うか

	全体	ケアマネジャーの住宅改修に関する知識や技術の向上	関係者間の連携の強化	利用者に制度をよく知ってもらうこと	行政による事前申請および施工後のチェックの強化	住宅改修事業者の登録制や指定制の導入	理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職による支援体制づくり	住宅改修事業者の質を担保するための仕組みの導入	行政による事業者への指導・研修の強化	建築士などの建築専門職による支援体制づくり	住宅改修の利用者に対する相談窓口の強化	住宅改修が本当にうまくいっているのかを客観的に判断できる仕組みづくり	その他	特になし	無回答	
全体	833	68.8	43.9	41.9	26.3	32.7	21.7	23.9	17.9	13.1	6.8	26.4	1.9	1.4	2.2	
人口規模(Q1)	5000人未満	61	47.5	44.3	37.7	14.8	18.0	24.6	8.2	8.2	11.5	4.9	23.0	0.0	6.6	4.9
	5000～1万人未満	103	60.2	41.7	37.9	27.2	25.2	20.4	18.4	7.8	13.6	5.8	21.4	1.9	1.0	2.9
	1万～2万人未満	122	68.0	43.4	41.8	23.8	28.7	21.3	23.0	18.0	13.1	9.0	27.0	0.8	0.8	4.1
	2万～5万人未満	170	67.6	38.8	38.8	28.2	31.8	21.2	24.7	19.4	10.0	4.1	24.7	2.4	1.8	1.8
	5万～10万人未満	165	73.3	42.4	39.4	26.1	40.6	21.2	26.7	21.8	12.7	8.5	30.3	3.0	1.2	1.2
10万人以上	195	77.9	52.8	50.3	29.2	37.9	21.5	29.2	21.5	16.9	8.2	28.2	2.1	0.5	0.5	
都市区分別	大都市	31	64.5	45.2	41.9	23.8	35.5	25.8	41.9	16.1	22.6	6.5	22.6	6.5	0.0	0.0
	中都市	100	79.0	56.0	49.0	31.0	38.0	18.0	21.0	21.0	17.0	7.0	28.0	2.0	0.0	1.0
	小都市A	229	76.0	45.0	44.1	26.6	40.2	22.3	29.3	22.7	13.1	9.2	30.6	2.2	1.3	0.9
	小都市B	473	63.4	40.8	39.3	25.2	27.7	22.0	20.7	15.0	11.6	5.7	24.3	1.5	1.9	3.2

### 3. 課題の整理と解決の方向性について

#### (1) 課題の整理

##### 1) 利用者の状態に適合した工事がなされていないのではないか

- ・利用者の状態に適合した工事がなされるかどうかについては、介護保険における住宅改修の入り口の部分である相談～事前申請のプロセスが鍵となる。そのため住宅改修における一般的な問題の多くは、事前申請のプロセスにおいて十分に吟味されていれば、起きにくくなると考えられる。また、この準備によって、利用者の状態に合致しない工事や不適正な工事費用がかかること等が抑制できることにもつながると考えられる。
- ・しかしながら、事前申請の確認の際に問題点があると答えた自治体は56.7%と半数以上にのぼる。具体的な問題点としては、「申請された改修内容が、利用者の身体状況に合った最善の改修かどうか判断するのが難しい」、「ケアマネジャーが利用者の意向に従うばかりで適切でない工事内容になっている場合がある」などがあげられている。ヒアリングにおいてもケアマネジャーは自身の専門外である住宅改修について苦手意識を持っている人が多く、施工業者に丸投げしてしまう人もいるといった指摘がされていることから、事前申請の時点で十分な検討がなされていないケースが多くあることが考えられる。
- ・質の確保のために、業務マニュアルは重要な役割を果たすと考えられるが、事前申請および給付申請の審査に関連して業務マニュアル等を作成している自治体は全体の36.1%であった。自治体の規模別にみると、「10万人以上」あるいは「大都市」の自治体のマニュアル整備状況は6割～7割以上となっているが、小規模自治体では1割～2割程度であり、現状ではマニュアルの整備も十分とはいえないのではないかと。小規模自治体においては、担当者が保健師である場合など、大規模自治体での業務マニュアルとは異なるものが必要となると推察される。そのため、小規模自治体では「業務マニュアル」が個別事例に対応してどのような手順で何を目的に行うかを標準化したものがあってもよいのではないかと。
- ・また、現状の自治体の体制としては、介護保険による住宅改修を担当している担当職員が1名の自治体がほぼ半数で、平均でも2.3人。住宅改修担当の経験が最も長い担当者の経験年数は平均が3.2年で、職員の経験年数が3年未満の自治体が半数以上という状況となっている。住宅改修業務に関わっている職員で、介護、医療、建築等に関する資格保有者がいる自治体は30.9%と少ない。ヒアリングでは市の職員に専門職（作業療法士）がいることにより、専門的な見地から住宅改修をみることができ、また事業者をはじめ、ケアマネジャーや利用者に対しても専門家としての立場から意見が言えることで、納得感が得られやすいといったコメントも得られている。このよう

に、現状において多くはないが、専門職の配置は業務をスムーズに進めるために有効な方法となると考えられる。なおOTやPTの配置が難しい人口規模の小さい自治体では保健師などの配置等も有効な方法となると考えられる。

## 2) 事業者の制度に対する理解が不足しているのではないか

- 事業者、ケアマネジャー向けの情報提供をみると、事業者向けの情報提供を行っている自治体は42.4%、同様にケアマネジャー向けは25.6%である。住宅改修の質の確保にもつながるため、住宅改修を提供する側である事業者、ケアマネジャーに対する情報提供も不十分と考えられる。
- また、事業者に求められることとしては、「従業員の専門的知識・スキル」(74.8%)、「質の高い工事の実施」(64.0%)、「アフターフォロー」(53.9%)が多くあげられており、「『介護保険による』住宅改修」の質を高めるため、特に制度や介護に関する知識面の充実が望まれていると考えられる。
- 事業者について課題と思うこととしては、先行調査と共通の結果となるが、「他のサービスと違い事業者の登録制ではないので、事業者に対する指導が難しい」(63.9%)が最も多く、次いで「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」(55.7%)があげられている。また、「施工の質が悪い」との指摘が16.8%あげられているが、その内容については、「申請手続きの書類が適正でない」(88.6%)、「介護保険制度の理解不足で、対象外の工事を申請している」(69.3%)などがあげられる割合が高くなっていることから、施工の質以前に、事業者が制度上、手続き上の知識・理解不足の状況のまま施工されているケースが多いと推察される。
- これらは事業者の制度に対する理解不足と、理解を促す機会および方法が少ないことによるところが大きいと考えられる。事業者対象の研修の実施回数が決して多くないうえに、参加を促すことが難しい中で、前述のとおり事業者の登録制は、事業者の質を担保するために自治体からの要望として多数あげられている。登録制により住宅改修を行う事業者が具体的に見えるようになること、事業者への指導がしやすくなることにより、より質の確保が期待されていると考えられる。

## 3) 工事内容・工事費が適切か判断できていないのではないか

- 介護保険による住宅改修において、工事内容・工事費が適切かについては、適切な給付という観点から単価が適切か、内容が適切かどうかを把握・判断しなければならない。しかしながら自治体担当者は、介護保険の制度以外に十分な知見がない、同様に事業者は介護という視点において十分な知見がない、ケアマネジャーは工事という視点において十分な知見がない、結果として行われた改修工事に対して、それが適切に行われたのか、また適切なレベルに収まっているのか判断が難しいという現状がある。

- ・対応策として、関係者や関連団体等との連携が考えられ、アンケートの結果では、担当者が介護保険制度による住宅改修に関してわからないことがあった際に聞けるところ（人）がいる割合は70.1%となっている。聞く対象としては、ケアマネジャーのほかに、県や広域連合本部の担当者、他自治体事務担当者、地域包括支援センターの職員等があげられている。
- ・自治体内の住宅関連部署と連携している自治体は全体の30.6%となっているが、ヒアリングにおいて、自治体内の連携では、住宅部門は介護保険の住宅改修と直接的には関係がないため、連携はとられていないという回答であった。
- ・専門職種（の団体）等と連携している自治体は全体の20.0%である。具体的な連携の内容としては、相談員の派遣や相談業務の実施、申請書類の確認業務の依頼等が多い。連携については、実際にどこまで連携がとれているか、具体的に機能しているかが重要となり、より効果的・効率的に業務を進める方法の一つとして、連携方法、スキームも含めて検討することが望ましいと考えられる。

#### 4) 利用者の理解が不足しているのではないか

- ・介護保険における住宅改修について、利用者向けの情報提供を行っている自治体は58.6%。情報提供のツールとしてはパンフレット（63.7%）が最も多い。利用者に対してアドバイザー制度やリフォームヘルパー制度等を行っている自治体は約13%となっている。この状況では利用者が介護保険による住宅改修について十分に理解するには情報量が不足していると推察されるため、利用者に対して住宅改修に関する情報に触れる機会を多く提供することが必要と考えられる。
- ・住宅改修全般の質の向上に必要なことをみると、「ケアマネジャーの住宅改修に関する知識や技術の向上」（68.8%）、「関係者間の連携の強化」（43.9%）に次いで「利用者に制度をよく知ってもらうこと」（41.9%）があげられている。住宅改修の質を高めるためには、ケアマネジャーや事業者の知識・技術の向上はもちろん必要であるが、関係者（自治体担当者、ケアマネジャー、事業者）に加えて、利用者の理解を深めることが必要であり、そのための機会の提供も必要となると考えられる。
- ・住宅改修の苦情の把握状況をみると、苦情の件数を把握している自治体は24.2%と、全体の約4分の1であった。把握している苦情の件数をみると、「0件」が6割以上を占めている。苦情の内容としては、ケアマネジャーの説明不足、申請手続きの不備等、施工金額の割高感といった内容がみられた。
- ・ヒアリングでも指摘されているが、住宅改修の苦情は、多くの場合自治体ではなく、事業者やケアマネジャーに伝えられていることが推察される。住宅改修の質を高めるために、苦情の把握の方法についても検討の余地があるのではないか。

## (2) 課題の解決の方向性について

### 1) 課題解決に向けて

介護保険による住宅改修の課題として、「施工にバラツキが大きい」、「同様の工事にもかかわらず、業者によって費用が大きく違う」、「マニュアル通りの施工を行う」といった回答が得られている。自治体からこれらの課題があげられることは、住宅改修の質の確保という観点から好ましい状況とはいえないが、例えば「マニュアル通りの施工を行う」ことは、マニュアルに準じた工事をしていると捉えれば必ずしも悪い施工とはいえない。

介護保険による住宅改修においては、施工事業者の質について問題視されることが多いが、申請された工事が利用者の状態に合った適切な工事かどうか、総合的(介護保険制度、福祉の視点、医療的視点)に判断できる人員がいないという可能性は否定できない。課題の整理であげられたとおり、住宅改修の関係者として、自治体の担当者、利用者、ケアマネジャー、事業者があり、必要に応じて介護・リハビリテーション等の専門職、建築の専門職等も関わることになるが、関係者が連携し必要情報や利用者の状態を共有することで、そこから向かうべき方向、すなわち「行うべき適切な工事」を明確にすることが課題解決の下地づくりとしての環境整備につながると考えられる。

なお、「介護保険による住宅改修」は、自立支援という理念をどれだけ具現化しているかが最も重要であり、その程度が住宅改修の質であると考え。そのため、介護保険による住宅改修においては、利用者の生活機能やADL等を維持・改善するために利用者本位ではなく、あくまでも利用者の状態に則して住宅の改修を行うことが求められる。したがって、「介護保険による住宅改修」の質の確保のためには、単なる業務の効率化や件数・給付費額の増減で評価するのではなく、利用者の状態像から、個別のニーズに即して施工、管理、情報共有等の業務が実施されることが重要となると考える。

以上の考え方に即して、課題解決の方向性について、以下に論じる。

### 2) 課題解決に向けた現状の整理

#### ①保険者、ケアマネジャー、事業者の住宅改修の質の確保における役割

##### ●保険者としての住宅改修の質の確保における現状

- ・現状で自治体職員は、住宅改修の質の確保のために関係者間で住宅改修プロセスおよび関連する情報を共有し、その進行をチェック(プロセスの確認)できることが

必要となる。そのために、自治体担当者の役割としては、利用者と直接接するケアマネジャーの育成、プランの妥当性の検証、その他専門的な知見を要する専門職の配置等を行い、事業者も含めた関係者全体における情報共有の核となること等が必要であると考えられる。

- ・つまり、保険者の役割としては、
    - i ケアマネジャーを通して住宅改修のプロセスを管理・確認する
    - ii ケアマネジャーを通して関係者の情報共有の核として情報整理する
    - iii ケアマネジャーや事業者を対象とする研修等を実施することによる住宅改修の質の確保のための環境を整備する
- 以上を容易に実行できる環境整備を行うことと考えられる。

- ・プロセスの確認においては、自治体職員は介護保険では明確に基準があるため、その基準通りに業務をこなすということに慣れている。一方住宅改修は利用者ごとに工事内容が異なるため、ケースバイケースの対応を行うことになるが、その評価に際しては「医療・福祉的な視点」と「経験」から総合的な判断が必要となる。また完成品についてその工事の精度を評することは、介護保険の住宅改修を理解し、福祉的な視点に長けた専門家でなければ難しい。
- ・こうした中、保険者としての質の確保のためには、短期間で異動する自治体の職員には施工業者やケアマネジャー等との意見交換を行うだけの知識・経験を持つには限界がある場合も考えられる。また、担当者1人あたりの扱う件数が多いことから大都市においては、事前訪問や工事完了後の訪問等については外部委託が行われている割合が高くなっている。そのため、自身の知識・経験不足を補うための外部委託という選択肢も考えられる。しかしながら、前述の保険者の役割からすると、「プロセスの確認」においては、自治体職員自身が専門的な知識を一定程度有する必要はあるものの、住宅改修プロセスを円滑に進めるためには周辺知識やコミュニケーションスキルを高める等が必要となると考えられる。
- ・住宅改修の質の確保のために、外部委託は選択肢のひとつとなると考えられるが、その際にも外部委託の範囲や自治体の役割との棲み分けの検討や、他機関との連携等の他の選択肢を含めた議論が必要となると考えられる。

#### ●ケアマネジャーとしての住宅改修の質の確保における現状

- ・自治体の担当者が、人員が少ないうえに短期間で異動となるため、経験も積むことができないという状況において、ケアマネジャーは、利用者と直接接してその状態を一番把握しており、そのケアマネジャーによるアセスメント、ケアプランが、住宅改修の質の確保における鍵となる。また、住宅改修事業者との調整を担うため、自治体における住宅改修の質の確保におけるケアマネジャーの役割は大きいといえ

- る。しかしながら、前述のとおり、ケアマネジャーは住宅改修に対しては専門外と感じてしまいがちであり、知識も十分と感じてはいないと考えられるため、住宅改修の計画が事業者主導で進められる場合もある。最終的に施工を行うのは事業者であるが、プランの作成、住宅改修の計画にあたっては利用者の個別ニーズを理解して対応できるケアマネジャーが必要であるため、介護保険の住宅改修についてケアマネジャーが担うべき役割（例えば、利用者の自立の向上にとって、問題となる住環境の状態の把握等）を示した上で、それに関する能力の養成が必要と考えられる。
- ・介護保険における住宅改修においては、ケアマネジャーが介護の専門性を発揮するために、関係者と専門的な知見等を共有する機会や制度を活用することが必要となる。

### ●事業者としての住宅改修の質の確保における現状

- ・事業者は現状において、「事業者によって費用や施工内容にバラツキがある」、「申請書類等の不備が多い」等の指摘があげられている。また、住宅改修を実施する事業者における要件として福祉用具貸与事業者が多数あるため、そこについては質の確保が難しいと考えられる。
- ・事業者の介護保険の住宅改修における役割はあくまでも「施工」であり、施工はオーダーに対して忠実に実行することが求められる。オーダーに対する施工という意味においては、事業者は問題ないと考えられるが、介護保険の住宅改修は利用者の状態に応じた目的と合致したものでなければならない。そのためにはケアマネジャーや自治体職員等と情報共有・連携し、その知見を踏まえた施工を行うことが必要となる。その状況共有ツールとして、住宅改修が必要な理由書の標準様式が活用されるべきであり、活用するための研修が必要であろう。
- ・また、事業者がその視点を外さないためにはまず、事業者が介護保険の住宅改修について十分に理解し、単に発注された工事をするのではなく、関係者と工事の目的を共有し、それを達成する施工を行うことが望まれる。

## ②住宅改修の質の確保に向けた課題解決の方向性について

### ●情報環境の整備について

- ・現状の関係者および利用者の理解不足に対して、情報環境の整備が不十分であり、周知・啓発の必要性がある。
- ・利用者においては、住宅改修とリフォームを同様に捉えている場合等があり、利用者に対する住宅改修の告知については、現状では介護保険のパンフレット等の一部に記載があるのみで、ケアマネジャーが口頭で伝えることが多い。しかもパンフレットの記載事項は改修項目（手すり、段差解消、扉変更、床材変更、便器取替え）

だけが強調されているため、手すり設置が目的になってしまっている。これは一部のケアマネジャーや保険者においても認められる傾向であり、その是正が重要となる。

- 利用者に対する情報環境においては、利用者が住宅改修の必要性を感じて初めて情報に接するのではなく、まずは日頃から情報に接する機会を多く提供していく必要があるのではないか。また、その際には介護保険における住宅改修の目的や考え方についても盛り込む必要があると考えられる。
- 自治体の担当職員、ケアマネジャーや事業者等の提供側においては、パンフレット等による情報提供はもちろんだが、ヒアリングで抽出された意見では、関係者との顔が見える情報交換の場を持つことが有効と考えられるため、自治体が独自に運営しているネットワークにおける部会（居宅部会、訪問部会、通所部会のようなもの）への参加を通じた情報環境づくり等の方策が考えられる。

#### ●連携環境の整備

- 保険者、ケアマネジャー他専門職、事業者、利用者の認知・理解を深めるための方策の必要性  
ヒアリングした一部の自治体では、事前訪問確認時に自治体担当者、利用者・家族、ケアマネジャー、施工事業者、福祉用具のレンタル業者等、関係職種を集めて、その場で情報共有を図っている。このように現場に実際に足を運ぶことは、利用者の生活スタイルや利用者にとって必要なものの適切な把握につながる。さらに関係者の顔を直接見ることによって、コミュニケーションや情報共有がよりスムーズに行うことができることにつながると考えられる。
- こうした連携において、ケアマネジャーは、ケアプランにおける住宅改修の位置づけや住環境整備によって自立の確保が可能となること、必要なことを利用者や保険者に提示すること等について、理由書を正しく記載することによって実践することが必要となる。事業者は、連携の中においてオーダーに基づいて工事を実施することになるが、単にオーダーのままに施工するのではなく、依頼内容の意味を理解した上で施工することが求められる。そのためには「理由書標準様式」を通じてケアマネジャー（理由書記載者）と意思疎通を図ることが必要となるため、住宅改修実施の際の連携において、ケアマネジャーが果たす役割は大きい。
- また、ヒアリング結果より、連携に際して、職員に専門家（例：作業療法士、医療に精通したケアマネジャー等）を登用、育成することが、事業のチェックの際の正しい判断においても、対外的に情報発信する際や意見を求められた際の回答においてもスムーズになることが指摘されており、連携の枠組みの中に専門家の存在は好影響があるものと考えられる。なお小規模自治体においては、作業療法士や理学療

法士等の専門家の雇用が難しい場合が考えられるが、保健師の活用により代替できる部分もあるため、連携強化においては、保健師の登用も検討すべきと考えられる。

### ●研修の実施・強化

- ・自治体担当者、ケアマネジャー、事業者等、関係者に対する研修の必要性  
自治体職員、ケアマネジャー他専門職、事業者のいずれもが各々の分野では専門家だが、それぞれが「介護保険による住宅改修」の専門家ではない中で、自ら知識・スキルを身に付けていく必要がある。現状では自治体における研修の機会が多いとはいえない。しかしながら、研修実施の方法論としては、前述の自治体が独自に運営しているネットワーク等における部会等において自発的に研修を実施していて、そのテーマの一つとして住宅改修を入れる例もある。また、自治体以外に、都道府県や関連団体が主催することによる研修等も考えられる。

### ●小規模自治体における住宅改修事業について

- ・アンケート調査結果より、小規模自治体の特性として、自治体担当者の人数は少ないが経験年数が高い、担当者1人あたりの担当する件数が少ない、担当に専門職（保健師）があたる割合が高い、事前訪問全件確認の割合が高い、モニタリングの実施率が高い、不明な場合の問い合わせ先がある、専門職種（団体）との連携が多いといったことがあげられる。
- ・これらの結果から、小規模自治体は担当者が少人数（ほとんど1人）で少数の給付を扱っていて、結果的に一人あたり担当件数は大規模自治体に比べて圧倒的に少ないため、少数事例に対して丁寧に対応できていると考えられる。給付件数が多くないため可能なことかもしれないが、ある程度適正な件数に対して、十分な連携体制の下に、各プロセスをきっちり踏んで事業を推進していることが推察される。
- ・大規模自治体は逆に担当者1人が多くの案件に対して外部委託を活用して対応しているという形となっていることが推察されるため、大規模自治体と小規模自治体における介護保険による住宅改修とは内容がかなり異なるものと思われる。
- ・この結果から小規模自治体においては、小規模自治体特有の効率的かつ効果的な体制による介護保険の住宅改修の事業を推進できる可能性が考えられるため、その方法論を確立した上で、それに応じたマニュアル等を作成、普及することにより、小規模自治体において質の高い住宅改修が効率的に進む可能性が考えられる。

## ●事業者の把握と指導の方法について

- ・繰り返しになるが、事業者について課題と思うこととして6割以上の自治体が「他のサービスと違い事業者の登録制ではないので、事業者に対する指導が難しい」と回答している。自由記述欄の「登録制ではないので初めての工事を行う事業者の質がわからない」といった回答にもあるように、「登録制」でないことによって、事業者の質の把握が困難なことも課題としてあげられる。また、ヒアリングでも自治体があらかじめ事業者の登録を行ったうえで住宅改修費用を支給する「登録制」を採用する際の、質の確保のために資格要件として有資格者の配置や、研修の受講、問題を起こした場合の罰則等の規定等の必要性についても言及されている。登録制を導入することによって、自治体から事業者に対する指導ができること、提出書類の要件として研修受講が義務付けられること等により、住宅改修の質が高まることが期待されている。
- ・また、登録の要件となる研修等における事業者の知識・スキルアップにより、介護保険における住宅改修を理解した専門家の育成がなされることが期待される。
- ・このように「登録制」によって事業者の把握および指導ができる体制が期待されるが、その目的はあくまでも住宅改修の質の確保であり、そのために事業者が把握できていて、必要に応じた指導ができる体制となることが求められていると考えられる。事業者における住宅改修の質の確保のために「登録制」を含めた方法論の検討が必要と考えられる。
- ・なお、現状で大規模自治体においては半数以上が登録制を導入している一方で、小規模自治体においては1割に満たない。その要因の一つとして、利用者が地元の昔からの付き合いの業者に頼みたいと思っても、その事業者が登録していなければ依頼できないため、利用者にとって不便なものになるといった懸念があげられる。利用者の意向や利便性には配慮は必要となるが、住宅改修の質の確保という点においては、登録制は小規模自治体においても有効と考えられる。